





## HALVES YOGA STUDIO 会員規約

### 第9条 退会

1. 会員が本契約を解除(以下、退会という)しようとするときは、退会希望月の前月10日までに会員自らマイページ上で手続きをおこなうものとします。
2. 月会費の未納がある場合、退会届を受理出来ません。全て完納の上、退会手続きを行ってください。又、途中退会をした場合でも月謝の返還は出来ません。

### 第10条 体験レッスン及びビジター

1. 本スタジオは、会員以外でも体験レッスン及びビジターにて本施設を利用することができます。
2. 受講者は、会員と同様に、本規約を遵守するものとします。

### 第11条 免責

1. 会員が本スタジオ諸設備の利用中に発生した盗難・死亡・障害・その他の事故について、当社はその損害賠償の責を一切負わないものとします。
2. 本スタジオ及び本スタジオに関連するイベントで撮影された映像及び写真などの著作物は、本スタジオに帰属し、本スタジオウェブサイト、SNS、紙媒体などに掲載を行う事があります。事前に肖像の撮影掲載不可の申告がない限り、本スクールは会員の在籍の有無を問わずに著作物を使用できるものとします。

### 第12条 損害賠償責任

会員及び同伴者が自己の責に帰すべき事由により、本スタジオまたは第三者に損害を与えた場合には、その賠償責任を負うものとします。

### 第13条 一時休業及び閉鎖

本スタジオは次の場合、本スタジオを一時休業、もしくは閉鎖し、すべての会員の契約を停止もしくは解除することができます。その際に会員は損害賠償等の異議の申し立てはできないものとします。

1. 法令の制定、改正または行政指導により、本スタジオの営業が不可能または著しく困難になったとき。
2. 著しい社会・経済情勢の変動、天災災害、その他やむを得ない事由により本スタジオの営業が不可能または著しく困難になったとき。

### 第14条 月会費滞納による利用停止及び除籍処分

月会費を納入せず、滞納状態となった場合、下記の処分を行うものとします。

1. 会員が月会費を合計二ヶ月分滞納し、期限を定めた督促にも応じない場合、会員資格の一時停止処分(以下、利用停止という)となります。
2. 利用停止日から一ヶ月以内に滞納した月会費を支払いが完了しない場合、会員資格が消失する除籍処分となります。
3. 除籍処分後も月会費の支払いがされない場合は、裁判所を通じて支払いの請求を行うものとします。

### 第15条 その他、除籍処分

本スタジオの店舗責任者が次の各項に該当すると認めた場合は、除籍処分にする事ができるものとします。

1. 本規約に違反し、注意を聞き入れない場合。
2. 入会申込時に虚偽の申告をした場合。
3. 本スタジオの名誉を傷つける行為、及び秩序を乱す行為。
4. その他本スタジオが除籍を相当と認めた場合。

### 第16条 その他会則

本規約に定めない事項並びに運営上必要な事項については、その他会則に定めます。

### 第17条 改定

本規約の改定は本スタジオが行い、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

本会員規約は2023年10月27日から有効となります。